

奈良県告示第一百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年八月二十六日

奈良県知事 山下 真

区域	土砂災害警戒区域		縦覧場所
	区域の名称	区域	
王寺町藤井 (○○四) 土石流警戒	次の平面図		
王寺町藤井 (○○四) 土石流特別 警戒区域	次の平面図		
とおり	とおり	次の平面図の こと る事項	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律 施行令（平成 十三年政令第 八十四号）第 四条に規定す る衝撃に關す る事項
括室	役場防災統 及び王寺町 土木事務所 奈良県高田		

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。